

幼児教育・保育の無償化に関する手続きのご案内

R4年度版
認可外保育施設利用者向け

市ホームページ①はこちら
(制度概要)



市ホームページ②はこちら
(認可外保育施設の対象施設一覧)



○ 幼児教育・保育の無償化の対象者と対象事業、月額上限

① 認可外保育施設利用者

	認可外保育施設
3歳児クラス～5歳児クラス	月額上限37,000円 施設利用前に保育の必要性の認定が必要
市民税非課税世帯（生活保護を受給している者を含む）の0歳児クラス～2歳児クラス	月額上限42,000円 施設利用前に保育の必要性の認定が必要

(1)認可保育所、認定こども園（2,3号）、小規模保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育施設及び「法令で定められた預かり保育の量を満たしている幼稚園・認定子ども園（1号）」と併用している子どもは対象外となります。
→幼稚園（私学助成）と併用している子どもについては下記②および市ホームページ③をご覧ください

(2)認可外保育施設の利用を無償化の対象とするためには、事前に『保育の必要性』の認定が必要です。（詳細P3、P4）
利用料を園・施設にお支払いいただき、請求書に必要書類を添えて、保育認定課までご提出ください。
審査後、原則保護者名義の口座に振り込みます。（詳細P5～P7）



② 認可外保育施設と幼稚園（私学助成）を併用している子ども

	幼稚園	預かり保育・認可外保育施設
3歳児クラス～5歳児クラス	月額上限25,700円	月額上限11,300円 施設利用前に保育の必要性の認定が必要
市民税非課税世帯（生活保護を受給している者を含む）の満3歳になった日から最初の3月31日までの児童	月額上限25,700円	月額上限16,300円 施設利用前に保育の必要性の認定が必要

※預かり保育は一日当たり上限450円までが無償化の対象となります。

(1)幼稚園の利用料が25,700円を限度に無償化されます。手続きが必要になりますので通園している園にお問い合わせください。

(2)預かり保育・認可外保育施設の利用を無償化の対象とするためには、施設利用前に『保育の必要性』の認定が必要です。

(詳細P3、P4)

利用料を園・施設にお支払いいただき、請求書に必要書類を添えて、保育認定課までご提出ください。審査後、原則保護者名義の口座に振り込みます。（詳細P5～P7）

市ホームページ③はこちら
(併用可能幼稚園一覧)

ただし、利用している幼稚園によっては、認可外保育施設利用分について無償化の対象とならない場合があります。詳細は市ホームページ③をご確認ください。



○ 幼児教育・保育の無償化に必要な手続き等の流れ

幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設の利用を無償化するために必要な手続き等の流れは、I～IVのとおりです。

※幼稚園(私学助成)の利用料についての無償化については、通園されている幼稚園にご確認ください。

I. 『保育の必要性』の認定～施設の利用前～

施設を利用する前に、市から『保育の必要性』の認定を受ける必要があります。

- (保護者が行うこと)
- ・必要な書類(申請書、就労証明書など)の準備
 - ・市に申請
 - ・施設等利用給付可否決定通知書の受領

P3,P4

認定の要件・必要書類はP8



II. 施設の利用(預かり保育・認可外保育施設等の利用)

施設に利用料等をお支払いいただき、領収証等をお受け取りください。

- (保護者が行うこと)
- ・利用した施設の事業に利用料金を支払う。
 - ・領収証等の受取り ※記載内容に要件があります。
 - ・領収証等の保管

P5



III. 市に請求(施設等利用費の支給申請等)

施設にお支払いいただいた利用料について、必要書類を添えて市にご請求ください。

- (保護者が行うこと)
- ・利用月分の領収書等の整理
 - ・請求書の作成 ※請求額に算定方法があります。
 - ・市に請求

P5～P7



IV. 口座振込

ご請求いただいた内容を、審査した後、原則保護者名義の口座に振り込みます。

I. 保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)～施設の利用前～

I-1. 認定の種類と要件について

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に保育の必要性の認定を受けている必要があります。

当パンフレットは、預かり保育や認可外保育施設の無償化に必要な施設等利用給付認定の説明になります。

認可保育所、認定こども園などの入所に必要な教育・保育認定をご希望の方は、別途『保育所等利用のご案内』をご覧ください。

施設等利用給付認定の種類と要件は以下のとおりです。

	認定の種類	認定の要件
等 利 用 者 向 け 保 育 施 設	施設等利用給付認定（2号）	①『保育の必要性があると認められる世帯』かつ ②『3～5歳児クラスの児童』
	施設等利用給付認定（3号）	①『保育の必要性があると認められる世帯』 かつ ②『0～2歳児クラスの児童』 かつ ③『 市民税非課税世帯 （生活保護を受給している者を含む）』

①『保育の必要性』の詳細につきましては、P8をご確認ください。

② 児童のクラス年齢は『各年度4月1日時点』の年齢です。年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じクラス年齢となります。

（例：令和4年度に2歳児クラスに属する児童は、平成31年4月2日～令和2年4月1日生）

③-1 市民税非課税世帯の判定は、通常児童の父母の課税状況のみで判断いたしますが、児童の祖父母と同居中の方の場合、条件によっては祖父母の課税状況を加味して判断する場合もございます。詳細は保育認定課までお問い合わせください。

③-2 **3号認定を希望される方のうち、当年ないし前年の1月1日時点で船橋市にお住まいでなかった方については、以下の条件に従って、以前お住まいだった市区町村が発行する市民税非課税証明書の添付も必要となります。なお、市外にお住まいであった方でも、マイナンバー確認書類（P4参照）をご提出いただくことで、税資料の提出が不要となります。**

認定を希望する日の属する月	税資料の添付が必要な方	必要な税資料
令和4年4月～令和4年8月	令和3年1月1日時点で市外にお住まいだった方	令和3年1月1日時点でお住まいだった市区町村の発行する（令和3年度）市民税非課税証明書
令和4年9月～令和5年3月	令和4年1月1日時点で市外にお住まいだった方	令和4年1月1日時点でお住まいだった市区町村の発行する（令和4年度）市民税非課税証明書

I-2. 認定(施設等利用給付認定)の流れ

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用等に係る『保育の必要性』の認定までの流れは以下のとおりです。

必要書類の準備・作成

- ・自分の『保育を必要とする事由』を確認し、必要書類をご準備ください。
（詳細P8表1及び表2）

市に申請

- ・申請書と必要書類を保育認定課までご提出ください。
（詳細P4『I-3. 認定の申請』）

認定の可否決定

- ・保護者様に認定の可否を通知します。（詳細P4『I-4. 認定の決定』）
- ※家族の状況が変わったなど認定内容に変更が生じた場合はお手続きが必要です。（詳細P5『I-5. 認定の届出事項の変更』）
- ※認定の有効期間が経過した場合も同様です。

認定内容の確認 (現況の届出)

- ・認定内容を確認するため、年1回程度、書類を保育認定課にご提出ください。
（詳細P7『Ⅲ-4. 現況の届出』）

I. 保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)～施設の利用前～

I-3. 認定(施設等利用給付認定)の申請

無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けている必要があります。

認定前に支払った利用料は無償化の対象になりませんので、ご注意ください。

申込みの際には、当パンフレットに綴じ込まれた記載例を参考に、船橋市施設等利用給付認定申請書を記入の上、ご自身の該当する『保育を必要とする事由』（P8参照）に応じた必要書類を添付し、保育認定課まで郵送または直接ご提出ください。

認定の決定には、概ね2週間程度かかります。必要書類を確認し、余裕をもって申請書類のご提出をお願いいたします。

【必要書類一覧】

①『船橋市施設等利用給付認定申請書（第11号様式）』

②保育を必要とする事由を確認するための書類(詳細P8表(1)及び表(2))

※③マイナンバー確認資料（郵送の場合は写しの提出、窓口の場合は原本をご持参ください。）

※次に該当する方は、マイナンバー確認資料を提出した場合、必要書類の添付が不要となります。

対象者	必要書類
3号認定を希望される方のうち、当年ないし前年1月1日時点で市外にお住まいだった方	以前お住まいだった市区町村が発行する市民税非課税証明書（詳細P3 I-1）
保育を必要とする事由（P8参照）が「疾病、負傷、障害」または「親族の介護・看護・付添」に該当し、必要書類が身体障害者手帳の写しの方	身体障害者手帳の写し（詳細P8表(1)）

以下の書類をご用意ください。

(1) マイナンバーカードをお持ちの方

「申請する児童」、「保護者」、「申請する児童と同居中で、身体障害者手帳をお持ちの方」のマイナンバーカード郵送する場合、カードの表面と裏面それぞれのコピーを同封してください。

(2) マイナンバーカードをお持ちでない方

本人確認として、マイナンバー確認資料と身元（実存）確認資料をご用意ください。

◆マイナンバー確認書類（正しいマイナンバーであることの確認）

◀対象者▶ 「申請する児童」、「保護者」、「申請する児童と同居中で、身体障害者手帳をお持ちの方」

・有効な通知カード ※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの

・マイナンバーが記載された住民票の写し ※個人番号通知書は使用できません。

・住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）

◆身元（実存）確認資料（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）

◀対象者▶ 申請者（窓口を持参する場合は、申請に来た保護者）

下記のAもしくはBをご用意ください。

A.顔写真付身分証明書（以下の書類から1点）	B.身分証明書（以下の書類から2点）
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

I-4. 認定(施設等利用給付認定)の決定

認定が決定した場合、保護者様に直接郵送で、市より『施設等利用給付認定可否決定通知書』をお送りします。

認定には有効期間が定められておりますので、必ず始期と終期を両方ともご確認ください。

認定の有効期間を過ぎると無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

I-5. 認定(施設等利用給付認定)の届出事項の変更

認定を受けた後、申請時とご家庭の状況が変わった場合、速やかに『施設等利用給付認定内容変更申請書』または『施設等利用給付認定届出事項変更届』と必要に応じて証明書類等を添付していただき、保育認定課までご提出ください。

船橋市施設等利用給付認定内容変更申請書 (第14号様式)	保育を必要とする事由に係る変更 ※保育を必要とする事由に応じた証明書類が必要になります。(詳細P8) 例①: 就労→産休への変更 例②: 就労(パート)→就労(正職)への転職による有効期限延長 例③: 離婚による父の要件変更(就労→不在)
船橋市施設等利用給付認定届出事項変更届 (第17号様式)	上記以外の変更 例①: 転居による住所変更 例②: 携帯電話番号の変更

II. 施設の利用(預かり保育・認可外保育施設等の利用)

①保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第2号・第3号)を受けた場合、市で『確認』した施設の利用料が、償還払いにより無償化の対象となります。対象となる施設は、市ホームページ②でご確認ください。

②施設を利用した際には利用料をお支払いください。(施設に無償化の対象である旨お伝えください。)その際、以下の記載内容がある『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書』(『領収証等』)を施設から受け取ってください。

※領収証等の名称は施設により異なる場合がありますが、以下の記載内容があれば有効です。

項目	記載内容
特定子ども・子育て支援の内容	施設で利用した事業名(預かり保育、認可外保育施設 一時預かり 等)を記入
提供した年月日(期間・日数)	事業を利用した年月日 ※期間が記載されている場合は、その期間に利用した日数
提供した時間	事業を利用した時間帯 ※施設が定める標準的な時間帯で可
利用料	事業の利用料 ※以下の特定費用の内容を除く。
特定費用	事業の利用にあたって必要な日用品、文房具等の費用、行事への参加費用、食事の提供に要する費用、送迎費用、等

※『領収証』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』を分けて交付される場合があります。

③領収証等は、支払った利用料を市に請求する際に必要になりますので、紛失等のないよう大切に保管してください。

III. 市に請求(施設等利用費の支給申請等)

III-1. 利用月と受付期間、支払い時期(認可外保育施設)

保護者様が施設に支払った利用料について、3か月ごとに市から月額上限まで施設等利用費としてお支払いします。

利用月と、それぞれの請求の受付期間は以下のようになります。

利用月	受付期間	支払い時期※
4月分～6月分	7月1日～7月29日	8月中旬～9月下旬
7月分～9月分	10月3日～10月31日	11月中旬～12月下旬
10月分～12月分	1月4日～1月31日	2月下旬～4月上旬
1月分～3月分	3月20日～4月10日	4月下旬～7月上旬

※ 支払い時期は目安です。 **受付期間に間に合わなかった場合、次回以降の受付期間に、ご請求ください。**

過年度分の請求について

施設等利用費を請求できるのは、施設の利用月から2年間です。

施設の利用月の翌月1日から2年を経過すると、請求できませんので、ご注意ください。

請求期限が迫っている場合、上記受付期間に関係なく書類が整い次第速やかにご請求ください。

例) 令和2年10月の利用分は、令和4年10月31日までに請求する必要があります。令和4年11月1日以降は請求できません。

Ⅲ. 市に請求 (施設等利用費の支給申請)

Ⅲ-2. 請求書類の提出

施設に支払った利用料を市に請求するには、以下の①～②(③)の書類が必要です。利用月に応じた受付期間に一式そろえて、保育認定課窓口又は郵送にてご提出ください。様式・記載例等は市ホームページ①をご参照ください。

【必要書類一覧】

①『船橋市施設等利用費請求書 (第1号様式)』

②当該請求に係る利用料の『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書』(領収証等)

- ・利用した施設から受け取ってください。(詳細P5 II.施設の利用②)
- ・1回の請求で3か月分の『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書』を添付いただくことになります。
- ・複数施設を併用し、かつ、当該施設が施設等利用費の支給対象となる場合には、利用したすべての施設の分について、領収証等をご提出ください。

③船橋市施設等利用給付認定子ども現況届 (第13号様式)』及び必要書類 (詳細P7)

- ・年度初回の請求時にご提出ください。ただし、令和4年4月1日以降に初めて第2,3号認定を取得された方は提出不要です。

Ⅲ-3. 請求書の請求金額について



請求額について以下のとおり計算してください。

A. 認可外保育施設の単独利用の場合

【各月の請求額 = 以下の①～②のうち、低い方の金額】

- ① 37,000円 (月額上限額) ※ 3号認定の場合は42,000円
- ② 実際に各施設に支払った各事業の**利用料**の合計

B. 認可外保育施設と幼稚園を併用している場合

通園している幼稚園の預かり保育に加え、それ以外の事業の利用料も無償化の対象となります。

※幼稚園によっては、認可外保育施設利用分の補助を受けられない場合もあります。

詳細については市ホームページ③をご確認ください。

【各月の請求額 = 以下の①～③のうち最も低い金額】

- ① 11,300円 (月額上限額) ※ 3号認定の場合は16,300円
- ② 預かり保育事業を利用した日数 × 450円 (日額上限額) + その他事業(認可外保育施設、一時預かり等)に支払った**利用料**
- ③ 実際に各施設に支払った各事業の**利用料**合計

なお、月の途中から認定を取得した場合など、認定期間が月初から月末までない場合は、無償化上限額に日割り計算が必要となります。詳細につきましては保育認定課までお問い合わせください。

Ⅲ. 市に請求（施設等利用費の支給申請）

Ⅲ-4. 現況の届出（『船橋市施設等利用給付認定子ども現況届』等の提出）

施設等利用給付認定は、年1回以上、認定状況を確認する必要があることが定められており、年度初回の利用月分の請求（4月分～6月分の請求）の際に、請求書類と以下の必要書類を併せて保育認定課までご提出ください。様式・記載例等は市ホームページ①をご確認ください。



【必要書類】（毎年度の初回請求時のみご提出ください。ただし、令和4年4月1日以降に初めて第2,3号認定を取得された方は提出不要です。）

①船橋市施設等利用給付認定子ども現況届（第13号様式）

②施設等利用給付認定の要件（保育の必要性の事由）に応じた証明書類（詳細P8）

- ・施設等利用給付認定を申請した際に添付いただいたものと同様の書類を、改めて現況確認のために、ご両親分について、ご提出ください。施設等利用給付認定の要件（保育の必要性の事由）を確認できない場合、施設等利用費を支給することができません。ただし、P8表(2)に記載のある追加書類については、自営業の場合の追加書類を除き、一度ご提出いただければ再度の提出は不要となります。
- ・各証明書類のうち証明日（及びそれに類する日付）のあるものの有効期間は証明日から半年です。ご申請の際には、有効期間内の証明書類の添付をお願いします。有効期間が切れている場合は再度提出していただく場合があります。
- ・**証明書類は、直近に別のお手続きで、保育認定課にご提出いただいている場合でも必ず添付してください。（その場合はコピー可）** 特に就労証明書については、認可保育所等の現況確認等で提出した原本のコピーでも構いませんので、別途ご提出ください。
- ・万一、認定を受けた際と要件が変わっていた場合、P5『認定の届出事項の変更』に従い、速やかに変更申請をご提出ください。認定の変更手続きが完了次第、施設等利用費の支給手続きに移ります。なお、変更申請がない場合は、無償化の対象となる期間に空白が生じ、施設等利用費の支給額が減少してしまうこともあります。認定の要件に変更が生じた場合は速やかにその旨をご申請ください。
- ・通常は毎年度4月分～6月分について7月に請求する際に添付していただくこととなりますが、4月～6月分は利用がなく、7月に請求しなかった場合につきましては、その年度の次回請求時（請求する利用料があるとき）に、ご提出ください。

③3号認定者のうち次に該当する方は、追加書類が必要となる場合があります。

- ・令和4年1月1日時点で市外にお住まいだった方は、令和4年1月1日時点でお住まいだった市区町村の発行する令和4年度非課税証明書のご提出が必要となる場合があります。
- ・祖父母と同居されている方は、直近3か月の収入を確認できる書類のご提出が必要になる場合があります。詳細は保育認定課までお問い合わせください。

Ⅳ. 口座振込（施設等利用費の支給）

船橋市の審査後、保護者指定の口座に施設等利用費として振り込みます。**交付決定通知や入金のお知らせなどはありませんので** 支払い時期を目途に指定された口座をご確認ください。保護者様以外の方の口座への入金を希望される場合には、追加のお手続きが必要となりますので、保育認定課までお問い合わせください。

○『保育を必要とする事由』・『必要書類』・『認定期間』

◆『保育の必要性』の認定（2号・3号）を受けるためには、ご両親それぞれについて、表(1)の『保育を必要とする事由』のいずれかに該当している必要があります。

◆**ご申請の際には、全ての必要書類をそろえてご申請ください。必要書類一式が整わない場合、申請を受理することはできません。**

また、『保育の必要性』の認定は、必ず施設のご利用開始前に受けていただく必要がございます。その為、十分な余裕をもってご申請をお願いします。特に『就労証明書』につきましては、お勤め先の会社等、雇用主に作成いただくものとなりますので、準備にある程度の期間を要すると考えられますのでご注意ください。

◆各種添付書類に係る市の指定様式は、市ホームページ①より入手することができます。

表(1)

保育を必要とする事由	必要書類（申請書に添付する書類）	認定期間
月64時間以上の就労	就労証明書(市指定様式)	証明書にて届出を受けた就労が続いている間
疾病、負傷、障害	主治医の意見書(市指定様式) 障害者手帳の写し(身体1～2級、精神1級、療育手帳の所持者は、手帳の写しのみ)	完治等により事由が消滅するまで
親族の介護・看護・付添	被介護・看護・付添者の証明書類の写しもしくは主治医の意見書 または診断書及び状況説明書	介護・看護・付添を継続している間
災害復旧	罹災証明書、状況説明書	災害復旧に従事している間
求職活動・起業準備	保育認定課までお問合せください。	効力発生日から起算して90日目の属する月の月末まで
就学	在学証明書、カリキュラム	卒業（修了）日を迎える月の月末まで
きょうだいの出産の前後	母子健康手帳の写し (分娩予定日および母親の氏名を確認できるページ)	出産月の前2ヵ月から（多胎妊娠の場合は出産月の前4ヵ月から）出産後56日目を迎えた月の末日まで
きょうだいの育児休業中または育児休暇中	育児休業証明書または就労証明書(市指定様式)	会社から認められた育児休業の終了日を迎える月の月末まで

※身体障害者手帳については、対象者の氏名・生年月日・マイナンバーをご記載の上、マイナンバーカードもしくはマイナンバー確認資料（P4参照）のご提出があれば添付は不要です。ただし、転入予定の方など、手帳の情報（住所、氏名等）が現在と異なる場合はマイナンバーによる情報連携ができない場合もあります。

※その他法律に定めのある場合にも、認定を受けることができます。詳しくは保育認定課までお問合せください。

◆保護者が以下の状況に該当する場合、表(1)の添付書類に加えて表(2)の書類を追加する必要があります。

表(2)

保護者(申請者)の状況	必要な追加書類
自営業の場合	自営業の実績確認ができる資料※事前に保育認定課までご相談ください。 確定申告書、個人事業の開業届、商業・法人登記履歴事項全部証明書 ただし、船橋市が課税する個人住民税の情報で、令和3年中の収入を「営業等」又は「農業」区分で申告されている場合は、上記書類を省略できます。
離婚により一方の親が不在の場合	離婚届受理証明書 または 戸籍謄本
未婚により一方の親が不在の場合	戸籍謄本
離婚調停中で一方の親と別居している場合	申立書の写し、呼び出し状、または事件係属証明書
養子縁組を行っている場合	戸籍謄本

※上記のほか、外国籍の方は追加の書類が必要になる場合がございます。詳しくは保育認定課までお問合せください。

【お問い合わせ・ご提出先】

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

●施設等利用給付第2・3号認定(保育の必要性の認定)の申請・施設等利用費の請求について

船橋市 子育て支援部 保育認定課 TEL 047-436-2328

●私学助成幼稚園の利用料無償化について（※『保育の必要性』がなく、幼稚園をご利用の方）

船橋市 教育委員会 学務課 TEL 047-436-2852